

決済用普通預金・普通預金規定**1. (取扱店の範囲)**

この預金は、当店（口座を開設したお店。以下同様です。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

また、当店以外での払戻しは、1口座につき1日現金支払額500万円（ただし、他口座への振替支払いあるいは振込資金等の払戻しは除きます。）を限度とし、あらかじめ、当店にお届けされた印鑑届の印影と押印された印影との照合手続が可能な取引口座に限ります。

2. (預金の払戻し)

(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または暗証）により記名押印（または暗証入力）して通帳とともに提出してください。

(2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有すること等を確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いませんのでご了承ください。

(3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

(4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が払戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

3. (利息)

(1) この預金（決済用普通預金を除きます。）の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当金庫所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) 決済用普通預金には預金利息はつきません。

4. (休眠預金等活用法に関する規定)

休眠預金等活用法に係る異動事由

(1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）

(2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）

(3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

①公告の対象となる預金であるかの該当性

②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行（再発行含む）、記帳（窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除きます。）もしくは繰越があったこと

(5) 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと

- ①キャッシュカードの再発行
- ②総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）。
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る異動事由が生じたこと

以上